

第5回 規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成22年12月16日（木）10:30～12:31

2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3. 出席者：

（委員） 岡素之(分科会長代理)、安念潤司、大上二三雄、大室康一、翁百合、黒岩祐治、中条潮、土屋了介、新浪剛史、若田部昌澄、渡邊佳英 各分科会委員
伊東千秋 グリーンイノベーションWG委員

（政府） 園田大臣政務官(分科会長代理)

（事務局） 松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、越智室参事、筒井企画官、野村企画官、堂野企画官、小島企画調整官

4. 議題：

（1）開会

（2）農林・地域活性化WG構成員の追加について

（3）アジア経済戦略、金融等の分野について

（4）各WGの概況報告

（5）分科会委員提案の取組状況について

（6）既定事項のフォローアップについて

（7）追加検討項目について

（8）今後のスケジュール

（9）閉会

5. 議事概要：

○小田審議官 それでは、まだお見えでない委員もおられますが、時間になりましたので、第5回の「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。

本日、星野委員は所用のため御欠席でございます。

それから、議題3の関係で、グリーンイノベーションワーキンググループの伊東委員に今日は御出席をお願いしております。それから分科会長であります平野副大臣、官邸での会議等がございまして、到着が12時過ぎくらいになるということでございますので、到着次第、あいさつをさせていただきますと思います。

それでは、早速議事に移らせていただきます。まず、議題2でございますが、お手元の資料1を御覧いただければと思います。そこに農林・地域活性化ワーキンググループの構成員名簿がございしますが、このワーキンググループにおきまして、これまでの農林と地域活性化に加えまして、水産業の関係の規制・制度改革についても別途検討を進めるということにいたしました。つきましては、その関係で、構成員に、アンダーラインを引いてございますが、政策研究大学院大学教授の小松正之さんに新たに加わっていただくことにいたしましたので、御報告を申し上げます。

続きまして、本日の主たる議題でございます議題3、アジア経済戦略、金融等の分野についての検討に移りたいと思います。

こちらにつきましては、人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地、5分野ございます。それぞれの取りまとめの委員から御報告をしていただきます。

時間の関係上、大変恐縮でございますが、各分野10分程度の説明の後、5分程度で意見交換をしていただければと思います。

なお、本日は、伊東委員、御都合で途中退席されますので、まず、IT分野の検討の御報告からさせていただきますと思います。

それでは、伊東委員、よろしくお願いいたします。

○伊東委員 皆さん、おはようございます。富士通の伊東と申します。

平野分科会長より、IT分野の取りまとめを仰せ付かっております。ふだんはグリーンイノベーションWGの方に参加しております。

早速ですが、お手元の資料、資料2-4-4、後ろの方でございますが、第1回IT分野個別検討会議事概要及び第2回議事概要を御覧いただきたいと思っております。

IT分野の規制改革がございますが、主に2つの区分がございます。1つ目は、ITの利活用に関するもの、2つ目は、ITのインフラの整備に関するものでございます。本年度は、前者のITの利活用に関する規制改革につきましては、内閣官房のIT戦略本部の下の専門調査会が担当することに役割分担が決まっております。そちらの調査会では、この秋から年度末にかけて、医薬品のインターネット販売、政府統計データの活用及び匿名化された個人情報の活用など、ITの利活用に関する制度を中心に四十数項目取り上げ検討していると伺っております。

一方、私どもの方は、ITインフラの整備に関する規制・制度を中心に約32項目を取り上げて検討しております。これらの案件の大部分は、通信事業者等からヒアリングの形で直接要望を受け付けたものが大半であります。また、インフラ関連以外で「国民の声」に寄せられたもの数件ございます。そのため、我々のIT分野の案件は非常に現実的な要望が多くなっております。第1回の検討会には、省庁への意見照会をかける項目を洗い出しまして、第2回の検討会には、省庁の回答を見させていただいた上で、本日の案をお出しさせていただいております。

次に、資料の冒頭でございます2-4-1のIT分野における論点を御覧いただきたいと思っております。(基本認識)の次に、(改革の方向性)という欄がございますが、ここでは、ユーザー本位であることを発想の原点といたしまして、企業及び個人のITユーザーに対しまして、高度で多様なネットワークサービスが提供され、ユーザー自らの利用形態に合わせて自由に選択できる環境を整えるという発想が不可欠であると認識しております。

そのための手段といたしまして、事業者間の健全な競争環境の整備であり、また、社会変革の技術革新に対応していない規制に関しまして、民間の創意工夫を阻害しかねないとの観点から、早急に見直しが必要であると考えております。

その帰結といたしまして、利用者サービスの向上と国際競争力を高めた事業者の出現が図られ、国民利益の増大を実現するという好循環を形成すべきであり、今回の制度改革がこれにつながるも

のであると期待をしております。

引き続きまして、お手元の I T 分野の個別の案件の説明に移りたいと思います。お手元の資料 2-4-2、検討項目一覧表というのを御覧になれるかと思います。その後には、少し分厚い資料で、2-4-3、規制・制度改革検討シート、この 2 つの資料に即しまして御説明させていただきたいと思います。

まず、検討項目の一覧は資料 2-4-2 のとおりでございますが、主に 3 つの点で整理・検討することが有効ではないかと考えております。

1 つ目は、現場レベルでの業務費用の負担の軽減を図るための案件でございます。一覧表の番号は 3 つの視点で分類しておりませんので、少し飛び飛びとなりますが、例えば 1 番の道路占用手続きにおける引込み線の取り扱いの明確化、あるいは、ちょっと飛びまして、19 番の無線局免許状の電子化など、行政及び公益利用者に対する各種申請業務の簡素化、統一化及び電子化を求めるものでございます。

2 つ目は、光ファイバーなどネットワークインフラを構築するのに必要となる各種ルールの見直しなどの案件でございます。例えば 6 番から 9 番までこれは並んでおりますけれども、共同溝や電柱の利用ルールの拡充などがございます。

3 つ目は、少し大きなテーマとなりますが、技術革新によるインフラが交換網から I P 網へ転換しており、時代にそぐわなくなりつつある既存の制度の見直しを要請するものであります。例えば 14 番の I P 電話の品質基準では、従来のアナログ交換網を前提とした品質基準を見直してはどうか。そういった問題提起につながるような案件を取り上げてございます。

その後資料 2-4-3 の分厚い、規制・制度改革検討シートがございますけれども、この全案件を説明するだけのお時間もございませんので、今回は 1 つだけ、代表的な案件の御説明をさせていただきたいと思います。

厚い資料の 40 ページ目を御覧いただきたいと思っております。案件 No.16 でございますが、市町村合併に伴う市外局番の統合要件の見直しという案件でございます。いわゆる平成の大合併によりまして、平成 11 年に 3,200 ありました市町村が、今年 3 月には 1,730 となっておりますが、市外局番の違う市町村が合併した場合に、一つの市町村に 2 つの市外局番が併存する形となります。例えば広島県の呉市と豊浜町の合併では、呉市の市外局番が 0823、豊浜町の市外局番が 0846、これが併存することになります。したがって、同じ市町村でありながら、通話の際に市外通話をかける。市内通話でしたら 3 分 8.5 円で済むところが、市外通話で 3 分 20 円、電話が高くなるという非常に利便性上の大きな問題が発生いたします。

このような問題を改善するために、市外局番を一つに統合しようといいたしますと、市町村長名の要望書だけでなく、住民の同意書、具体的には、町内会単位、あるいは商工会単位の同意書を総務省及び N T T 東西に対して提出することになります。市町村名の要望書を出すことは理解できるわけですが、住民の同意書を出す方に関しましては、町内会単位、あるいは商工会単位となっておりますので、万が一、ごく限られた一部の反対者がいますと話が進まない。市外局番が円滑かつ早期に統合できないといった問題が指摘されております。

実際に山口県のあるケースでは、番号統合に数年間も要して、大多数の賛成者が不利益をこうむったという事例もございます。このような市町村合併に伴う電話番号の統合要件につきましては、市町村長の要望書だけで済むよう総務省に意見照会をいたしましたところ、住民への十分な説明を行い合意を得た状態を確認するために、自治会、商工会等の同意書は欠かせないという大変厳しい回答が返ってきております。

我々としたしましては、引き続き市町村長の要望書だけで済むように求めてまいりたいと思っておりますが、どうしても住民の同意が必要であれば、町内会単位、あるいは商工会単位の同意ではなくて、住民の代表者たる市議会、あるいは町議会の同意で可能となるよう制度の柔軟化を要望したいと思っております。

こうした案件がたくさんそこには記述されているわけでございますが、これらのIT分野の案件に関しましてトータルで現状を総括いたしますと、現時点では、**32**件中半数の**16**案件に関しましては、相手方の省庁と何らかの合意が得られる見込みが成り立っております。他方、残りの案件に関しましては、必ずしも余り前向きとは言えない回答もございますが、こちらに関しましては、事業者からのヒアリングでの具体的な要望でもあり、一歩でも二歩でも前進するよう各省にしっかりとした検討及び着実な実施を求めてまいりたいと思っておりますので、その点は御理解、御了承いただければと存じます。

今回御説明できなかった案件につきましても、各委員の御関心ある案件がございましたら、この場での御意見、御質問でも結構でございますし、後日、事務局が個別に御説明に上がる方法でも結構でございますので、遠慮なくお問い合わせいただきたいと思います。

私の報告は以上でございます。ありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、ちょっと短い時間ではございますが、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

中条委員、どうぞ。

○中条委員 私の方からも幾つかお願いをいたしまして取り入れていただきましたものもあります。どうもありがとうございます。ちょっと疑問あることが幾つかあるのですが、時間がないということですが、どうしましょう。

○伊東委員 また個別に御意見賜れば対応させていただきたいと思っております。

○中条委員 では項目だけ申し上げておきます。まずユニバーサルサービスの見直しという**13**番。私はユニバーサルサービスの確保はもうやめるべきという考えなのですが、この「改革の方向性」のところに記されている考えは、総務省のお考えに従うみたいな形になっているのが疑問であるというのが**1**点です。

第**2**点は**10**番で、光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備というところですが、ここは接続ルールについての基本的な考え方が実は問題なのであって、ここだけを変えても余り意味がないのではないかなという点です。

第**3**点は、先ほど御説明いただいた、同じ市町村内では局番が同じでないと電話料金が異なってしまうのが問題であるというお話。しかし、これは市内電話の料金が均一であることがおかしいの

ですね。ですから、むしろそちらの方を変えるべきであって、市町村の合併で市内になったから、ただで電話の料金は違うということはおかしいと言っている方がむしろおかしい議論です。

○小田審議官 それでは、時間の関係もございますので、別途の機会に議論していただくとかいうことでもよろしゅうございますか。

○伊東委員 貴重な御意見、ありがとうございます。今の中条委員の御意見、またもう少し詳しく承りまして、検討の中で検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○小田審議官 ほかに何か御質問、あるいは御意見ございますか。
よろしゅうございますか。

それでは、恐縮ですが、次に、人材分野に移りたいと思います。若田部委員からお願いいたします。

○若田部委員 おはようございます。人材分野の取りまとめをしております若田部です。

資料は2-1-1になるかと思えます。まず、検討会での議論について簡単に概略を説明させていただいた上で、規制・制度改革の方向性についての基本認識、そして改革の方向性、そして具体例を紹介した上で、ワーキンググループで出ました代表的な意見ともう少し大きな論点というのを話しさせていただきたいと思えます。

まず、開催につきましては、11月11日に第1回の検討会を行いまして、第2回の検討会を12月9日に行いました。その間に規制改革のシートというものを各省庁に投げまして、その回答を受けた上で第2回の検討会に臨むということになります。その結果が、まず資料2-1-1で言いますと、人材分野における論点（案）ということで、最初に（基本的認識）ということで2点ほど大きな項目が掲げられております。これをすべて読み上げませんけれども、基本的には、景気の低迷、そして少子高齢化に伴って閉そく感がある我が国において、ヒト・モノ・カネの流れを円滑化する。そこにおいて、ヒトの流れを円滑化するということが重要である。そのために、外国人材の発想・能力・経験を幅広く活用することが重要であるという認識のもとで、この報告書を作成していきたいと考えております。

次に、（改革の方向性）につきましては、人の問題はいろいろところで接点が出てまいります。例えば来て働くというのがまず基本的な問題になりますけれども、そのときの就労環境等の整備ということがまず問題になります。その次に、来た人が、これは人ですので、やはり生活するというので、生活にかかわるところのいろいろな問題が出てきます。家族をどのように連れてくるか、あるいは子弟をどのような教育環境に置くことができるかなどなど、あるいはそういった手続をどのような形で簡素化すればいいのかというようないろいろな問題がございます。そういった問題、方向性を考えまして、いろいろこちらから検討項目として挙げさせていただいたのが資料2-1-2ということになります。

これは、詳しくは申し上げませんが、例えば最初のところがインターナショナル・スクールということで教育にかかわるような問題であり、2番目が、例えば年金の問題。外国から来られた労働者の方が日本の年金制度といかに整合的に生活していただくか、使っていただくかということの問題などが挙げられております。

その具体的な検討シートというのが資料2-1-3から続いておりまして、ここに挙がっております10の項目に関して、それぞれの概要と方向性（当初案）、担当府省の回答、そして最終的には改革事項に対するこちら側としての基本的考え方、そして改革案という形でのまとめがなされております。

次に、具体的な例を1つ2つ紹介したいと思いますけれども、1つ御紹介すると、今、「パッケージ型のインフラの海外展開」に対応した在留資格「研修」の見直しというのがございます。これは資料2-1-2の⑦と書かれたものでして、ページ数は24ページになります。これは「在留資格『研修』において実施できる研修は、国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修等であり、企業による実務研修は含まれていない」ということで、根拠の法令としては、省令というものがございまして、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令というものがございます。

なので、改革の方向性としては、今、パッケージ型のインフラというのを推進するという海外展開のために、現地のパートナー企業から人材を受け入れると。そういう企業による実務研修というものも含めてはどうかということです。現状においては、地方公共団体の機関又は独立行政法人が自ら実施する研修しか認められておりませんので、企業による実務研修を認めていただきたいということで、そのような形でこの例を出しております。

それについての回答はいろいろとここに書いてありますが、こちらとしましては、26ページからありますような基本的な考え方に基きまして、これは今後の企業、産業の国際的な展開に伴う競争力の強化、あるいは新成長戦略の推進にわたって必要な項目であるということで、このことをできるだけ推進していきたいと考えております。などなど、いろいろと項目は挙がっておりますけれども、詳しくは御参照いただければと思います。

それで、最後に、議事概要にもございますけれども、このワーキンググループで出た意見を1つ2つ代表的なところを御紹介したいと思います。

この議事概要につきましては、資料で言うと2-1-4に第1回の議事の概要、そしてその裏面に第2回の議事の概要というのが書いてあります。代表的な意見につきましては、ここにあるようなことを書いております。例えば入管行政につきましては、いろいろな回答を頂いている限りにおいては、例えば事前チェックという考え方がまだ根強いというところがございます、これはやはり事後チェックにすべきではないかというようなこと。

そして、高度外国人材の受け入れに当たっては、家族を含めて日本人と同様に快適に生活できるような環境を整備すべきであるというようなこと。

観光振興につきましては、その観光を、日本で技能を学んでいただいて、それを母国に持って帰っていただくというようなことをすべきだろうと。

そして、これはこちらのワークシートという形、あるいは報告書のところに必ずしも対応する項目はないので特に強調しておきたいのですけれども、現在、日本政府が例えば海外にどれだけ発信しているのかということも問題になりました。

例えば日本の政府が発信するというときに、それは英語で例えばホームページにどういうことが

書かれているのかについては、必ずしも十分ではないのではないかと。少なくとも日本語と同様程度の内容のことを多言語、英語、これからは中国語でのホームページを作成するようなことが望ましいのではないかと話が出ました。

第2回の人材の個別分野の検討会、裏面にいきまして、これは各省庁からの回答を受け取ってからの反応なども書いてありますけれども、大きなテーマとしましては、やはり人材を受け入れるというところには、例えばパッケージ型インフラであるとか新成長戦略というようなことで経済的な側面ばかりが強調される嫌いがありますけれども、必ずしもそれだけではなくて、文化的、社会的側面についても留意した対応が必要なのではないか。具体的には、開国というときに、そのイメージを、労働者を入れて、そして働いてというようなことだけではなくて、外国から来る人をどのように扱えばよいのか。扱うというか、我々と同じように扱うことができるのかと問われているのではないかとあります。

などなどございますけれども、余り長くなると申し訳ないので、この程度にしておきたいと思えます。

ただ、最後にちょっと申し上げたいのですけれども、この人材の話をやっていると、いろいろなところで難問にぶつかります。まず一番大きな難問は、現状で、例えば介護労働の現場で、介護福祉士が不足しているというような問題があります。そのときに、その部分を、日本で介護福祉士の資格をとった外国の方にも日本で就労できるようにしてほしいということを申し上げますと、これは大きな反対に遭います。反対の理由としては、現状で日本人の雇用状況が悪くて、だから外国人をわざわざ入れるというのはどうかという議論が出てきます。

ただ、基本的には、介護の問題は介護の財政の問題にももちろんかかわる問題ですし、雇用の問題はもう少しマクロ的な問題にかかわる問題でもありますし、なおかつ、いろいろな形での例外的な措置として、FTAなどを使って現状でも外国からの介護関係者が来ているという現状があります。けれども、そういった現状をどのように変えるのかというときには、この制度の中でにつきもさっちもいかないう状況になってしまうと。一つのところを変えようとする、ほかのところのこととそごを来してしまっていて、それ以上進まないことがあるのではないかと、私もちょっと勉強させていただく中で気がつきました。

以上、ちょっと駆け足でございますけれども、こちらからはこのような説明で終えさせていただきます。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 介護については大変そういう返事が返ってくると思うのですけれども、やはり絶対的に足りないのが、我が国の雇用が雇用条件を改善するとともに、外国人の雇用ということも必要ではないか。

もう一点は、議事概要の第1回の一番下の、政府として、各省庁のホームページうんぬんと。これは各省庁にやらせてもろくなホームページはできないので、これは規制の口実を使わせるばかり

で、むしろ民間が直接そういうことを利用できるような方向にいった方がよろしいのではないかと思います。

○若田部委員 御意見ありがとうございます。1番目については、まさに私もそのとおりだと考えております。恐らく規制・制度の改革ということを進めるためにも、もう少し全体的な取り組みが必要であるというのが私の基本的な認識です。

○小田審議官 大上委員、どうぞ。

○大上委員 今、土屋委員がおっしゃられた2番目の各省庁の多言語化対応ですね。私、実は東京大学でこれを3年ぐらいずうっと言い続けて、多分、3年くらいかかりましたね。ようやく一定の水準に到達するまで。やはりこれはだれか、相当頑張っって言い続けるということをやっていないと、今の各中央省庁のホームページの英語版なんていうのは、はっきり言ってひどいものですから、中央省庁のホームページがそうですから、観光庁ですら、とてもひどいものでした。これも1年ぐらい言い続けていると多少はましになりました。でも、まだ全然要求される水準には達していない。ほかは推して知るべしですから、そういうものを是非、あきらめずにどんどん言い続ける機能をちゃんとつくっていただきたいとお願いします。

○岡分科会長代理 今の点ですが、我々企業にとっても、広報あるいはIRというのは大変重要です。私は、日本政府全体で考えたら、各省庁がばらばらにやるのではなく、どこがやるかは答えは持っていませんが、どこかが中心となって、いわゆる国の広報を国内、海外含めてもっと注力するような戦略がまず必要ではないのかと思います。私もいろいろなところで対外発信に関与したことがあるのですが、日本はその戦略がほとんどできてないです。日本語、英語という以前の問題でできてない。もちろん、理解してもらうためには、日本語ではなく、英語だ、中国語だに変える、これはあえて言えば技術的なことですから、そう難しいことではないと思います。従い、政府のどこかがまとめて国の広報をやるのだという戦略をしっかりとすることが重要ではないかと強く感じておまして、別の場所でもそのように提言させていただいています。

○船矢参事官 今の問題につきましては、参考資料6-2というものを配付しています。この資料を今日つけておりますのは、この問題の議論のためでは実はなかったのですが、たまたまということで御参考までに情報を紹介しておきますと、これは「日本国内投資促進プログラム」ということで、11月29日にまとめられたものでありまして、経済産業大臣を議長として、各関係閣僚及び財界から構成されている円卓会議での報告書ということですが、この日本国内投資促進のために、最後の方、44ページに「アジア拠点化政策の総合的な展開」とありまして、その中の2.に「世界最高水準のビジネス環境整備、外国人にとってより良い生活環境の整備」、その①に「関係府省庁及びJETROに設置された『対日直接投資総合案内窓口』のフォローアップを年度内に行う。その結果などを踏まえ、関係府省庁及びJETROは、ホームページ等を通じた英語等による各種情報提供やサービスを充実させる」という記述がございます。

これは私どものこの分科会、あるいは個別検討会の中で委員の方々から出てきた、こういう英語による発信が重要だということを受けまして、この国内投資促進円卓会議の事務局である経済産業省にも訴えて、こういう記述が入ったところがございます。したがって、今後、政府として、

恐らく経済産業省、あるいは自主機関としてのJETROが中心になると思いますが、こういう取組を実際実行に移していくということを私どもとしても強くお願いするということで、今日の分科会でもまさにそういう議論が行われましたので、その議事概要を残して、更に迅速な実施をお願いするというような形にしたいと思います。

以上です。

○小田審議官 それでは、ちょっと時間もございますので、恐縮ですが、次の物流・運輸分野に移りたいと思います。中条委員、お願いいたします。

○中条委員 それでは、資料2-2-1を御覧ください。一覧表は、1ページめくっていただいた資料2-2-2にずらっと並んでおります。

基本的な認識は、まず、これも皆さん御承知のとおりでありますけれども、消費者の利益と生産者の利益の双方が拡大していくべきであるということ、すなわち、消費者ニーズに対応して生産者が生産をする、販売をすることができなければいけないわけで、そのニーズに対応した販売、生産を阻んでいるようなものを、運輸の分野、物流の分野について取り上げて検討する。要するに市場を開放し競争を促進するという事に尽きるわけでありまして。

それからもう一つは、生産者が物を生産し販売する場合に、あるいは消費者が消費する場合に、時代に合っていないような不合理な規制の見直し。主として技術革新が進展しているにもかかわらず、それに対応して制度が変わっていないものについて見直しをしましょう。これはどちらかといえば安全だとかセキュリティに関係する規制が多くかかわってまいります。安全やセキュリティは大事なことでありますけれども、技術革新がどんどん進んで、従来の規制のやり方をとらない方が、むしろ安全やセキュリティが向上するという場合もあるわけです。そういった規制の見直しをしましょうということが2つ目の大きな柱ということになるかと思っております。

資料2-2-2をざっと見ていただきますと、25ほど挙がっておりますけれども、この中で、市場開放的な話、競争をもっと促進しましょうよねというたぐいの話、あるいは既得権を開放しましょうよねといったたぐいのもの。

これは例えば7番の水先制度の改革、10番のカボタージュ規制、外資規制の見直し、それから11番の航空協定の多国間化、11番の空港・管制の独立採算化・民営化、13番、14番もそうです。それから18番、19番、この2つの独禁法の適用除外制度の見直しだとか、それから国内の航空運賃についても、実は2000年に自由化が行われて、航空法が改正されたのですが実はまだ規制が残っていますという、そういうたぐいのものがたくさんあるわけですが、そういったものをなくしましょうよねという話。それから最後の25番の内航におけるカボタージュ規制の見直し。

こういったものは、市場競争をどんどん促進しましょうよと。消費者のニーズ、これを阻んでいる規制を外して、かつ、それによってより効率的な生産者が市場に登場できるようにしましょうよというのが、今、申し上げたような項目です。

一方、安全上、セキュリティ上、どんどん世界がグローバル化して、物流も運輸もグローバル化していく中で、不合理な安全上の規制、あるいはセキュリティ上の規制というものがある。あるい

は荷物や人の動きがグローバルにどんどん変わっていく中であって、それに対応してセキュリティも確保しながら、かつ、効率的な運送を行っていかねばいけない。それにどう対応していくかということで、見直しが必要なわけです。それにかかわる話は、例えば2番のAEO制度の改善であるとか、それから3番、営業区域外における通関業務の取り扱いの緩和、あるいは4番の経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上、こういったたぐいのもです。5番、6番もやはり同じような、これも安全上の問題にかかわる話ですが、それをもう少し合理的にしましょうという話であります。それから、16番、17番、これもどちらかといえばそういうたぐいの話であって、確かにセキュリティ上、CIQは必要ですけれども、しかし、もう少し同じ効率、同じだけの、安全上、セキュリティ上の基準を保つに当たってももう少し合理的なやり方はないだろうか。また、定期航空輸送ではない、タクシー的なビジネスジェットについては少し緩和をした方がいいのではないかといったのが16番、17番の話であります。

それから20番。これも航空機についての、あるいは乗員について、安全上の規制は当然必要なものけれども、先進国で承認された安全上の基準については、日本についても基本的にOKにしましょうよね、日本でOKにしたものは外国でもOKにしましょうよね、という話です。

それから21番から24番までは、内航船、国内船については、沿岸を航行するわけですが、その場合の様々な時代に合わない規制があります。これも安全をきちんと確保しながら、しかし、コストを下げていくという方法は幾つかあるわけです。そういった選択肢といいますか、効率化する方法、これについて検討して、見直しを図ってもらえないかということをお願いしているのがこの部分です。

ざっと申し上げると以上のとおりです。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、大上委員、どうぞ。

○大上委員 1点だけ、技術の進歩に対して規制がいかについていけないかという事例が、71ページの沿海航行区域の拡大というやつですが、この下の方に「沿海区域は、陸や灯台等を利用した航法や緊急時の陸地への迅速避難」というのがあります。これは昭和9年にできた安全基準でありまして、しかも、船の速力というのは9ノットが前提。今、当たり前のように20ノットぐらいは出るのですね。このような規制がいまだに残っていて、結局、フェリーなんていうのは、直線距離を行けずに、わざわざ沿海を航行して漁船の邪魔をしつつエネルギーを大量に使うと、そのようなことが残っているのですね。だから、いかに安全規制というものが時代の技術の進歩に合っていないかというものの一つの例としてちょっとお話をさせていただきたいと思いました。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、御意見、あるいは御質問等ございましたらよろしく申し上げます。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 内航海運のカボタージュ規制ですが、これは私も前から関心あったのですが、これは内航については日本船籍の船を使えという規制ですね。これ自体は別に、日本人を使えとか日本製の船を使えとかいう規制ではないですね。

○中条委員 はい。

○安念委員 そうすると、これは多分、前からの説明は、ほかの国もやっていて、何か相互主義的にやらないと国益を損なうとか、そのような説明をずっとしていたと思うのですが、日本人を使えという規制でもなく、日本製の船を使えという規制でもないのに、これを外すと何の国益が損なわれると彼らは説明してきたのですか。

○中条委員 おっしゃるとおりですけれども、実は内航海運のカボタージュの話は航空のカボタージュの話と同じ話で、カボタージュそのものは、外国籍の飛行機、外国籍の会社が国内で運航しては駄目だということです。今、まさに安念さんおっしゃったように、外国人を使ってよいかよくないかという話は、実はそこには何も書いてないです。しかし、外国人が国内で労働することについては別途労働上の規制がありますから、実はカボタージュ規制を外しても、外国人を使えなかったら余り効果はないということです。ですので、それも実は別途議論しなければいけない話です。

逆に、カボタージュ規制は外さないけれども、国内線について、外国人船員は使ってもよろしい、あるいは日本の航空会社については外国人の乗員を乗せてもよろしいという労働上の緩和をやるならば、これと6割ぐらい同じ効果は得られるかもしれない。ただし、それは外国人を使うとコストが安くなるので、したがってカボタージュを認めろ、外国人雇用を認めろという議論については対応できるのですが、実はカボタージュ規制というのは労働上の人件費を下げるだけの問題ではないのですね。つまり、外国のものをなぜ日本にオープンにしなければいけないかというのは、安い労働力を使うということが目的では決してないのです。経営力であったり、資金であったり、いろんなノウハウであったりするわけですね。安いものだけが入ってくるからそれでいいという話では決してないです。ですので、そういうことを考えると、労働のことだけでなく、カボタージュ規制をきちんとなくして、かつ、労働上の規制も検討、見直しをするということをやらなければいけないと私は思っています。

もう一つ申し上げると、外国のものが入ってくると日本のものが競争で駄目になるという議論があるのですが、一方で、このカボタージュ規制を緩和してやると、日本の例えば航空会社や日本の船会社がサブコントラクトで外国の会社を雇うというやり方がやりやすくなるのですね。それによって、日本の航空会社、船会社の権益を損なうことなく効率化をすすめられる。

例えば、今、全日空が検討している子会社のLCCなんていうのも、こういうやり方を使うと国内でも運航ができることとなります。しかし、このやり方をやらないと、LCCは、全日空はつくっても国内では運航できないということになります。そういった点も考慮した上でのカボタージュ規制の見直しだと考えていただくと有り難いと思います。

○小田審議官 土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 今の日本船籍ですが、素人なのでちょっと教えてほしいのですが、戦時に徴用しやすいからということではないのですか。

○中条委員 今や、安全保障のために日本商船隊を維持しても意味があるのかというのが私の考えです。商船隊が沈められてしまったら何の意味もない。防衛戦略があって、その防衛戦略の中で、日本の商船隊であろうがシンガポールの商船隊であろうが何でもいいのですけれども、それをきち

んと、シーレーンを確保するという前提があって成り立つ話だと思うのです。私は、今やもうそれは成り立たないと思っています。

○土屋委員 そのとおりだと思うので、相手方の返事がそういうことではないのかなということ。

○中条委員 それはそうです。これはずっといつもそういう形での返答が返ってまいります。おっしゃるとおりです。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間もございますので、続きまして、金融分野で翁委員からお願いいたします。

○翁委員 金融分野をやっております翁でございます。検討状況について御報告をさせていただきます。

まず、検討の経緯と検討会の模様ですけれども、金融分野につきましては、新成長戦略の金融戦略、それからアジア経済戦略というのが掲げられていまして、これに沿いまして、過去からの会議で議論して結論を得ていながらなかなか進んでないものもございまして、また、新たに今回事務局が関係諸団体にヒアリングを行いまして、それで、改革がやはり必要だと判断されたものなどをテーマとして検討してまいりました。

2回、検討会を行いまして、1回目では省庁へ意見照会をかける項目を洗い出して、2回目は、その回答を見た上で検討して、本日の案をお持ちしております。

2-3-1を見ていただきたいのですが、基本的な認識というのはそこに書いてあるとおりでございます。日本経済が現在も閉そく状況にある中で、経済を強くしていくために金融分野に求められているものは、実体経済や企業のバックアップ役としてそのサポートを行うことが1つ目でございますし、もう一つは、金融産業自体も成長産業として経済を引っ張っていくというその2点が重要だという基本認識でございます。

これを踏まえ、3つの観点からテーマを選び出しております。そこに丸3つございますけれども、1つは、我が国の企業の成長とか再生を支援していく。それから2つ目は、金融市場とか取引所の整備とか活性化という観点でございます。3つ目が、質の高いサービス提供のためのグループ経営の円滑化ということで、今まで単体の規制がまだまだ多く残っていますが、それをグループ単位での規制に組みかえていくことが必要ではないかと。そういう3つの観点でテーマを検討いたしました。

金融庁の方でも、12月7日に「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」というものを公表して意見を募集しておりまして、ヒアリングなども行っております。このアクションプランも我々のテーマと似ておりまして、実体経済のサポートと、金融自身が成長産業となって経済をリードする役割が重要だという認識は一致しておりまして、少なくとも目指すところは同じ方向かなと思っております。少しでも第2クールで進展できればと思っております。

個別の案件についての御説明でございますが、これは2-3-2と2-3-3でございます。2-3-2を見ていただきますと、全体で16項目、今回のクールでの検討項目の案を挙げております。既に申し上げたとおり、3つの視点で整理をいたしますと、例えば1つ目の我が国の企業の成

長とか再生支援に関するものでは、例えば6番の貸金業法の見直しで、いわゆる事業会社、大会社への貸付けに対する規制はまずは見直しはどうかというような点。それから7番に政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の柔軟化といった点を挙げております。これは我が国の企業の成長支援とか再生支援、資金調達の多様化というために非常に重要なことではないかと思っております。

それから、2つ目の市場とか取引所の整備、活性化という観点では、例えば1番と2番は社債市場の整備、活性化という点で挙げております。それから3番については、デリバティブ取引の規制の見直しということで挙げております。また、4番は、金商法に基づく単体の財務諸表開示の簡素化ということで、これは開示手続の整理とか、簡素化を通じてより市場を活性化していくことが必要ではないかということで挙げております。

3つ目の、質の高いサービス提供のためのグループ経営の円滑化という点では、10番、銀行の子会社の業務範囲の拡大で、例えばリース子会社の収入制限の緩和とか、それから11番の企業グループの組織再編に資する規制の見直しといったことを挙げておまして、これはより企業グループ単位での規制の見直しを行うことで、グループ全体として利用者に対して質の高いサービスを提供できるようにできないかという観点から挙げております。

時間がございませんので、3つほど簡単に代表的な案件の説明をさせていただきたいと思っております。3番でございます。デリバティブ取引規制の見直しというものでございますが、これは今年の5月に公布されました金融商品取引法の一部を改正する法律というのがありまして、これで店頭デリバティブの取引については清算機関というところを通してやるようにということになっております。これはリーマンショック後の反省に基づいてやるという、このこと自体は正しいのですけれども、それによって、担保の徴求とか、取引情報蓄積機関制度について、市場利用者にとって二重の負担になるような制度設計になっている。これをより負担のかからない方向でやることによって、こういったデリバティブは適切な形で活用されていくようにということで求めておりますが、これは金融庁からも、可能な限り効率的に行っていきたいということで前向きな回答を得ているというところでございます。

それから7番でございますが、これは土屋先生と御一緒しているライフの方でも随分いろいろ議論が出てきている話で、医療機関とか介護事業者などは資金調達手段が非常に限られているのですが、再生をしていく上で、政府系金融機関が入っていることで、例えば福祉医療機構とかそういったところで事業再生を進めようとする、かえってこれがなかなか進まないという多くの声を頂いております。

例えば、今、企業再生支援機構というのは、事業再生を進める上で金融機関に対して債権の一部放棄の協力を依頼することができて、政府系金融機関も協力義務があるということで事業再生をしていこうというときにそれがネックにならないという形になっているのですけれども、企業再生支援機構というのは来年の10月にその支援決定の活動は終わってしまいます。その後、医療機関とか介護機関の再生とか、困っているところがたくさんあるのですが、私的整理がなかなか進まない可能性がある。そういったときに、例えば合理的な再生計画のある事業再生、ADRという裁判外

の紛争処理の制度が整備されつつありますので、そういったものが活用される場合には、政府系金融機関についてもそれに協力してもらえよう何らかの方向性を明確にできないかと考えているところでございます。

それから 11 番でございますが、先ほど、単体から連結へというお話をさせていただきましたけれども、例えば保険会社も再編が非常に重要なテーマになってきております。それで、今は保険契約の移転単位というのが限られておまして、現状の保険会社というのは、その保険契約を再編してほかの保険会社に移転しようとする場合には、責任準備金と言われる準備金の歳出基礎が同一であるすべての保険契約を包括して行わなければならないということで、例えば自動車保険は自動車保険、傷害保険は傷害保険といった単位でしか移転ができないということで、例えば地域でここを再編したいとか、それから販売チャネルでここを再編したいといったときにそれが大きなネックになっていて、これは保険会社の方から、様々な条件を満たした場合には、その包括移転の移転単位を見直して再編がしやすくなることはできないかという要望がかねてからありまして、これについては、まだ非常に要望も強いので、こういった点をやって、グループ全体として適切な、かつ、質の高いサービスを提供できないかということで提案しているということでございます。

私の説明は一応以上とさせていただきます。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、御質問等ございましたらお願いいたします。安念委員、どうぞ。

○安念委員 6 番でございますが、貸金業法を仮に改正できたとしても、利息制限法は残るわけですね。これは 2 段ロケットみたいな考え方で、まずは貸金業法を改正させて、その後、利息制限法も改正する下ごしらえにすると、こういう戦略ということになりましようか。

○翁委員 まずは貸金業法の見直しを検討できないか。それから利息制限法、特に事業会社向けについて考えていきたいと。利息制限法はとても今の状況では難しいので、そういう考え方でございます。

○安念委員 わかりました。

○小田審議官 よろしいでしょうか。

それでは、最後の住宅・土地分野につきまして、大室委員から御報告をお願いいたします。

○大室委員 それでは、住宅・土地分野の取りまとめを担当させていただきました大室でございます。住宅・土地分野について報告させていただきます。

検討会は 11 月 12 日、12 月 10 日と 2 回開催させていただきました。その間、安念委員、それから渡邊委員にも御参加いただきまして、ありがとうございます。それでは、住宅・土地分野における取りまとめに当たっての基本的な考え方についてお話し申し上げます。

お手元の資料 2-5-1「住宅・土地分野における論点(案)」を御覧いただきたいと思っております。基本認識といたしましては、現在のような厳しい社会情勢のもとでは、経済波及効果の高い住宅やまちづくりの分野において、民間事業者、国民が前向きに取り組める仕組みをつくっていくことが必要であると認識しております。こうした認識のもとで、改革の方向性には特に重要と考えている 2 点を挙げております。

1つ目が、「老朽化した建築物の円滑な更新の促進」です。老朽化マンションは今後急速に増加し、20年後には築50年以上のものだけで約90万戸に達すると見込まれております。老朽化した建築物は地震等に対して安全性に問題があり、段差が多く、エレベーターが未設置など、高齢者にも使いづらい上に、環境性能の面では省エネ対応になっていないなど問題点が多く、円滑に建替えや再生をしていくことが必要です。

加えて、そこに住む住民も高齢化しているという点も建替えや再生を難しくしている要因です。例えば建て替えになりますと、仮転居、再入居と2回の引っ越しが必要となり、高齢者には大きな負担が生じます。したがって、新しい家には住みたいが、建て替えに賛成・協力することをちゅうちょする傾向が生じてしまうなどの問題点があり、何らかの支援が不可欠です。

以上の点や複雑な権利関係の調整に関する制度の見直しなど、検討すべき問題は山積しており、老朽化建築物の建て替えの促進や円滑な再生は喫緊の課題であると考えております。

具体的に御説明をさせていただきますと、資料2-5-2の個別の検討事項のうち、番号①、②、③、⑥が老朽化した建築物の円滑な更新の促進関係になります。

検討シートの番号①の「老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和」ですが、この項目の一番の問題点は、容積に関して既存不適格となっている建物をどう建替えるかということです。容積率制度が創設された昭和40年代以前に建築され、既に容積率オーバーとなっている古いマンションなどでは、床面積を既存の建物より大幅に減らさないと現行制度では建替えできないものがたくさんあります。

このように、あとは朽ちるに任せるしかないような建物をどうするかという問題ですが、残念ながら、国交省からの回答では、既存制度で対応可能だという回答でした。しかしながら、この問題は、マンション建替えに関するアンケート調査でも、建替えを進める上での問題点として最も多く挙げられています。検討を進めるため、まずは実態把握が重要と考え、大都市圏の既存不適格物件の実態調査を行うべきとの改革案を示しております。

次に、番号②の「借地借家法における正当事由制度の見直し」です。これは借家人を簡単に追い出せる制度をつくれというわけではありません。耐震性に問題のあるマンションの建替えや、都市計画事業として行われる再開発などは、安全な建物、安全なまちをつくるという、公共性、公益性が高いものです。大多数の住民が安全で快適なマンションに建替えるべきと考え、建替え事業を進めようとしても、一人の借家人が明渡しを拒んだ場合には、事業がストップし、明渡しを求める裁判等に長期間要したり、高額な立ち退き料を求められるケースも多く、マンションの建替え等を進める上での大きな問題点となっております。

改革案では、老朽化マンションの建替え等は喫緊の課題であることから、「関係省庁と連携して、総合的に検討を進める」という点を強く求めますが、検討には時間を要するため、まずは早急に行うべき最低限の対応として、正当事由に関する過去の判例等の整理・分析を行い、情報を提供するという点を加えて対応を法務省に求めていきたいと考えております。

次に、番号③の「区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和」です。区分所有法上、団地型マンションの建替えを行うためには、団地全体の5分の4以上の賛成に加え、各棟ごとに3分

の2以上の賛成が必要とされております。戸数が少ない棟で3分の2以上の賛成が得られなかったときには、ごく少数の反対で団地全体の一括建替を断念せざるを得なくなり、建替を希望する多くの方々にとって酷な事態を強いられる状況を何とか解消したいという問題意識です。

改革案では、「関係省庁と連携して、総合的に検討を進める」ということを求めたいと思います。

以上、建て替え関係の2項目については、マンション政策とも関連が深いため、国交省からも意見を出してもらいましたが、法務省と連携して検討を進めるとの前向きな意見を頂いております。これらは難しい問題も多いと認識しておりますが、政府の「新成長戦略」にも示されており、政治主導で早期に実現に向けて確実に進めるべく御尽力をお願いしたいと思います。

改革の方向性の2つ目は、「官と民の連携等によるまちづくり・すまいづくり」です。「安全・安心の確保」、「民と官の連携」、「現場目線での見直し」という3つの視点を取り上げています。良質な街並みや環境に配慮したまちづくり・すまいづくりを促進するためには、官と民との連携がますます重要になっていくと考えます。

資料2-5-2の検討項目一覧では、番号④、⑤、⑦が官と民の連携によるまちづくり・すまいづくりの関係です。番号④の「民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティブ拡充」ですが、国・地方公共団体とも財政状況が厳しい中、これまでのように社会資本整備に多額の財政資金を投入していくことは期待できません。他方、これは私の経験ですが、公園や地下コンコースなどを再開発に併せて整備し、地方公共団体に引き継いだことがあります。民間資本がそういう社会資本整備に参画することの意義について、必ずしも地方公共団体が十分に認識していないと感じることが多々ありました。民間事業者が利用者、消費者に近い視点で公共施設の整備や維持管理を行うことは、国民にとっても利便性が向上し、社会全体のコスト面からもメリットが非常に大きいと考えております。

したがって、民間事業者の力を最大限発揮するために、地方公共団体が民間事業者に対し公共施設を整備すれば、容積率の割増しや建築規制の緩和を認めるなどの適切なインセンティブを与える仕組みを充実させ、活用を促すことが重要と考えております。

これについて、国交省からは既存制度で対応可能であるという回答を頂いておりますが、現場の地方公共団体での運用には相当差があったり、担当者の理解が不十分であり、これらの各制度が十分に活用されていないのが実情です。

改革案では、これらの活用を促進させるため、地方公共団体にわかりやすく周知徹底するとともに、民間事業者がこれらの制度を使う際のお手本となり得る活用事例について、情報提供の充実を求めていきたいと考えております。

番号⑤は道路上の空間の有効活用に関するもの、番号⑦は容積率移転制度にかかわるものです。

最後に、総括的に申し上げますと、各省からの回答は、⑤、⑧の方向性が合致しているものを除き、現状維持や前向きとは言えない回答が大半でした。一步でも二歩でも前進するよう、改革案としては各省にしっかりとした検討及び着実な実施を求めるような形で強めの改革案を書かせていただいておりますので、その点を御理解、御了解いただければと思います。

私からの報告は以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

中条委員、どうぞ。

○中条委員 先ほど御説明いただいた④の民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティブというのは、私は大賛成なのですが、今回はここで容積率の緩和等々だけをおっしゃっているのですが、次回是非、御検討されるときには、それ以外の様々な公共施設、これは建物を今イメージしておられると思いますけれども、それ以外に、民間が委託でやったり、あるいは民営化されてやる場合のインセンティブですね。これがないとなかなか地元動かないということがある。それをもう少し広範に、機会があれば御検討いただけると有り難いと思います。

○大室委員 私も、建物だけに限定しているわけではございません。具体例で申し上げますと、ミッドタウンで、地下鉄日比谷線と、都営線の六本木駅との間のコンコースをつなぎました。最終的に、我々が施工までさせていただいた後、東京都に譲渡するという方法をとりましたが、その際にも、公共のものの中をいじくる、さわるということに対して地方公共団体の抵抗が大きく実現には大変な時間がかかった経験があります。もう少し公共施設を大型の民間開発物件と一体的に整備していくことにより社会資本整備を促進させることが必要であると思います。こういう事例もあり、私はこの問題を取り上げさせていただきました。ですから、建物だけではなくて、施設全体の中で考えていけるような官民の連携というのをもう少しやっていく必要があるのではないかということをお主張させていただいているわけです。

○小田審議官 よろしゅうございますか。

ありがとうございます。本日は、時間も非常に限られておりますので、また別途御意見、御質問等ございましたら、まず事務局の方に寄せていただければと思います。それから中条委員からも御意見出ておりますけれども、この場で十分議論が尽くされてございませんので、中条委員の御意見等も含めて、今後また継続して御検討を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題4、各ワーキンググループの検討状況の概況につきまして、ワーキンググループの主査でもございます園田分科会長代理から御説明、御報告をお願いいたします。

○園田分科会長代理 それでは、私から、各ワーキンググループの検討の状況について御説明をさせていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと存じます。皆さん方には大変精力的に御議論いただいておりますので、本当にありがとうございます。改めて御礼申し上げたいと存じます。3つのワーキンググループに分けさせていただいて、それぞれのグループごとで皆さん方の御検討をいただいたところでございます。これは各ワーキンググループでの審議を踏まえまして検討項目を整理させていただいたものでございます。また、別紙といたしまして、各ワーキンググループの現時点での検討項目の一覧でありますとか、これまでのワーキンググループ及び分野ごとの検討会の開催状況、これも添付させていただいているところでございます。

まず最初に戻っていただきまして、1. のライフイノベーションのワーキンググループについて

でございます。医療、介護、保育の3分野についての検討を行ってまいりました。

医療分野につきましては、地域主権の医療の推進、そして“開かれた医療”によるグローバルゼーションの促進、イノベーション振興に基づく国際競争力の強化などを改革の方向性として取り上げさせていただいております。

それから介護分野でございます。これにつきましては、介護サービス全体の質を高める環境整備でありますとか、あるいは事業者のイノベーションを可能とするような制度の柔軟化などを改革の方向性として取り上げさせていただいております。

そして、保育の分野でございますが、これについては多様な事業主体の参入促進ということなども検討させていただいているところでございます。

それから2.のグリーンイノベーションワーキンググループにつきましてはでございますが、再生可能エネルギー、スマートコミュニティ、あるいはリサイクルといった3Rについての検討を行ってまいりました。再生可能エネルギーにつきましては、再生可能エネルギー設備の開発許可要件の見直しでありますとか、あるいは未利用エネルギー普及拡大に向けたルールの整備、手続の簡素化などを取り上げております。

それからスマートコミュニティ分野につきましては、次世代自動車普及促進のためのインフラ整備でありますとか需要家の選択肢の拡大、電力融通の円滑化などを取り上げております。そして、3Rにつきましては、廃棄物処理における効率化促進などを項目として検討させていただいているところでございます。

それから3.の農林・地域活性化ワーキンググループにつきましては、農林業、地域活性化分野を中心に検討を行っております。農林業分野につきましては、農地流動化の促進や認定農業者制度など、農業者を支援するための制度の見直しといった項目を取り上げております。また、地域活性化分野につきましては、地域資源の掘起こしと一層の活用促進でありますとか、地域の自律的發展を促すような制度の見直しなどの検討を行っているところでございます。

3つのワーキンググループにつきましては、今後も審議を重ねさせていただきまして、個別項目の更なる検討に加え、先ほど御報告がございましたアジア経済戦略、金融等の分野と同様に、規制・制度改革の方向性といった大きな議論も行っていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。何か御意見、御質問等ございますか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私は、地域活性化の個別検討会も担当させていただいており、その中に産業遺産の世界遺産登録に向けた改革項目がございます。これについて、12月13日に蓮舫大臣が北九州の八幡製鉄所を視察して、従来の文化財保護法に基づく世界遺産登録の申請制度の中では稼働施設の登録は困難だったものを、見直しを進める考えを示されたということで、大変に心強く思っております。これは地元の自治体、また商工会議所などの経済団体が長年取り組んできた課題でございまして、現在も稼働している工場や港湾などの操業に影響を与え過ぎない形で新たな制度を創設していただきたいと思っています。

以上です。

○園田分科会長代理 ありがとうございます。先般、蓮舫大臣に現地に行っていただきまして、八幡製鉄所、官営製鉄の110年の歴史といたしますか、それを現地の方も含めて視察に行かせていただいたところでございます。今、地域活性化ワーキンググループで取り上げていただいておりますので、これをしっかりと検討項目の中に入れていただければと思っております。

また、同時に、あそこは山口、九州の産業遺産群という形での取り組みを現地の皆さん方が精力的に行っているという状況もしっかりと聞かせていただきましたので、またワーキンググループの中で皆さん方と御議論を重ねてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○小田審議官 新浪委員、どうぞ。

○新浪委員 新浪です。

ライフイノベーションのワーキンググループ、大変難しい課題をたくさん取り上げて、御苦労されてやって頂いていると思っております。そんな中で、インターネットの販売規制に関してですが、先ずもって、狭い分野を検討されるよりも、物理的な対面販売というものは本当に必要なのかどうかという、もう少し大きな枠で検討されては如何でしょうか。そして、その物理的な対面販売に代わり、安全性を確保出来る他の方法は何か。自由な発想で、そのためのイノベーションは何かという新しい発想で、しかも、安全性も確保できるという方法を検討した場合、特にITなどを活用すれば十分できることだと思うわけです。そういった意味で、どうも違和感がありますのは、狭い分野でなくて、むしろ何としても、物理的に対面販売をしなければという発想に固執し過ぎているからではないでしょうか。物理的でなくてもバーチャルでも良いのではないかと考えますと、色々な方法があると思います。その辺を広く解釈し、是非御検討頂きたいと思えます。

私どもは、コンビニエンスストアをチェーン展開しておりますが、お客様から一番欲しいと言われるのは、実は今、薬であるわけです。その中で、薬も幾つか、危険度に合わせて分けてあるわけですが、国家財政を考えますと、一類がもっと売りやすくなる環境整備がより一層必要になるのではないのでしょうか。これはイコール、お客様たちが熱が出たときに、専門家のいるカウンターへ聞きに行くというのは意味があるのかなということとも通じるものです。むしろバーチャルでもできる体制、こういったことから物理的な対面ということをもう少し考えて見ますと、今の技術というものを考え合わせて、安全性を確保しながらも、やり易い方法で国民生活のレベルアップということを是非御検討頂きたいと思えます。

インターネットと言うだけでは違和感を感じます。そういう分野よりももっと広く考えていく必要があるのではないのでしょうか。

○小田審議官 中条委員、どうぞ。

○中条委員 私、全く賛成で、ライフイノベーションにかかわらず、例えば、たまたま気がついたのは、農林・地域活性化のワーキンググループの中に観光目的の船舶の検査の緩和みたいな話があって、これ、観光目的だけでなくいいと思うのですね。船舶の検査基準の緩和という話でもっと広い範囲で見ればいい話。これは実は内航船舶の方で別途やっているものもある。それからあと入国審査についての記述もありますけれども、これもまた、CIQの統一というか、合併という

か、そういう形で緩和しましょうという話も運輸でやっているのです、こういう話、ある程度まとめて大きくやるという、そういうやり方の方がいいなど、今、関連して思いました。

以上です。

○小田審議官 土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 ライフインベションの主査を共にやらせていただいている土屋でございます。

確かに、インターネットと対面販売というのは以前から厚生労働省となかなか折り合いがつかないと。確かに、医療というのはモノだけでなく心の問題があるものですから、つばの飛び交う関係とか、体温の感じられると、これを言われると、私も専門家として大変弱いのですが、ただ、安全ということからいくと、インターネットという言葉を出したのは、やはり記録が残るところが大変大きいのですね。

これはなぜかといいますと、よくスモンとかそういうのを厚労省は出してくるのですが、あれを防止するために対面でないといかんと言うのですけれども、逆に、対面をやってもあれが起こったわけで、なぜ起こったのかということを考えないといかんですね。あれをもっと小規模で抑えるのは、もし一例でも起こったときに、全例追跡調査ができていたら、多分あの10分の1の規模で原因は追究できた。インターネットというのはそういう利点が物すごく大きいのですね。ですから、逆に言うと、対面販売であっても、末端機置いておいて、そこで入力しろというくらいでも価値があるだろうということで、ITの中でもインターネットという言葉をちょっと使わせていただいた面があります。

厚労省も、一般の、特にマスコミは医療を信用し過ぎているというか、尊敬し過ぎて、努力すれば絶対安全なものができる、安全なシステムがあると。そんなこと絶対ないのですね。ですから、事前チェックではなく、事後の評価にしたいという大方針を出したのですね。やはり何かイベントが起こったときに網羅的に調査ができるというところに、医療の安全の確保というところに移していかなければ。事前に厚労省がきちっと規制をつくったから安全なのだということはありません。という前提で進めていきたいと思っております。

○小田審議官 大上委員、どうぞ。

○大上委員 関連して、どこかでちょっと話したいと思っていたのですが、中条先生が言われたような、項目ベースでいろいろくくって出していくということも1つ重要だと思います。あと、やはり大きな考え方を変える。今のインターネットの話もまさにそうだと思いますし、あるいはいろんなところで、事前チェックから、やはり事後評価ですね。例えば、廃棄物処理関係の法律や制度は、産廃業者というのは悪いやつだから、徹底的に厳しくチェックしなければいけないというような思想でできている、産業廃棄物、あるいは一般廃棄物の処理だとかそういう考え方、そういう問題ですね。

あるいは公益性の定義です。電力事業者というのは公益性が高い、あまねく電気を配るので、いろんな面で要件が緩和されている。では、自然エネルギーの推進というのは果たして公益性が高いのか、高いとすればどれぐらい高いのかと、そういう定義の問題。あるいは、規制制度の中には、合意の基準として相当数という言葉が結構出てくるのですけれども、これは3分の2の賛成であっ

たり4分の3の賛成であったり、先ほどの区分所有法の団地の建て替えであれば、5分の4かつ3分の2というような極めて高いハードルが設定されている。こういうものはやはり考え方としてどうなのだと。下げる方向で統一できないのか。あるいは技術の進歩に伴う様々な安全規制。今の話もそうでしょう。そういうものを時代に合わせて緩和する。あるいは農地というのが基本的に経営と所有の分離が考えられていない。農地の耕作権は耕作者のものだという原点があって、いろんなことが非常にがんじがらめになっている。

このような幾つか大きな考え方を変えるべきである。そういう部分の項目のくくり方と併せて、考え方としては前文のところに出ているのですが、そういうものをもう少し具体例を示して、迫力のある形で迫っていく。そういうことで是非作戦上やったらいかかと思えます。

○小田審議官 新浪委員、どうぞ。

○新浪委員 土屋委員どうもありがとうございます。お考え、全くその通りで、大変宜しいのではないのでしょうか。いわゆる国民生活の向上につながっていくのではないかと思います。

そこで申し上げたかったことは、一般用医薬品という狭い分野でなくて、医薬品全体をどう捉まえていくかということです。OTCの中でも、2類、3類のみならず全体をどう捉まえていくかという大きな括りが良いのではないかということと、インターネットと言いますと、非常に狭い分野のインターネットを意識してしまいがちですので、むしろIT全体の技術を活用して、広く後でチェックができるようにする。と、した方が理解されやすいのではないのでしょうか。おっしゃるように、画像でさえももう非常にストレージのコストは安くなっていますから、ITを活用すれば、実際に何かやりとりしたことを画像で記録に残すことは簡単です。そういった意味で、表現としては、医薬品全体でITを活用し、対面販売という形ではなく、実際にそうやって安全が確保できる形を模索する。とした方が良いのではないのでしょうか。これを、例えばイノベーションを考えている人たちが参入できるような、そういう規制緩和、若しくは改革という方向性は私は宜しいのではないかと思います。考えていることは全く土屋委員と同じだと思いますので、是非よろしく願います。

○船矢参事官 事務局から補足します。今の新浪委員の御指摘に関しまして、インターネットというのは非常に知名度が高くてわかりやすいものですから、項目の代表選手としてこのように「インターネット等」となっておりますが、その「等」の中も非常に重要だという御指摘でございますので、今日はお配りしておりませんが、ライフイノベーションワーキンググループで配付する規制評価改革シートの中にはそういうものも同じように重要だということがわかるようにいたします。

○新浪委員 一言だけ、済みません。このインターネットという世界で、インターネットの業界が動いて、インターネット業界の狭い世界でこの規制緩和を前回求めたようなイメージがございます。ですから、その中でもう一度提案するのはどうかというイメージがあったものですから、そうではなくて、もっと広い範囲で国民生活のレベルアップを考えて提案するものです。という、そういったことから申し上げた次第です。この項目だけが出ますと、前回もめたインターネットの、いわゆる業界と厚労省が闘ったようなイメージがございましたので、そうではなくて、もっと広い分野で

大局を見て提案しているという、これが大変重要なことで、土屋委員がおっしゃった、まさにそこを提案したいと考えているわけですので、表現の仕方を少し考えた方が良いかなと思いました。

○小田審議官 岡分科会長代理、どうぞ。

○岡分科会長代理 インターネットに限定する必要はないと思います。基本は最終的に国民の選択肢を増やすということだと思っております。また、対象も薬品だけではなく、テレビ通販もあれば、スーパーのインターネット販売も既に進んでいるわけです。従い、選択肢を増やし、国民の生活がもっと豊かになる、便利になるという観点から入っていけば、ICTを活用して国民生活をより豊かにしようという理念から入っていったら、そのときに問題があるのだったらその問題をどう解決するかと考えるべきで、インターネットだから薬は駄目だということでは私はないと思うのです。従い、土屋先生が意見を言われましたように、安全性で問題ないのだという部分をしっかり国民に訴えていけば、もう既に相当の部分がこのICTを活用した、いわゆる対面でないビジネスはたくさんありますので、利便性は既に分かっているわけです。あと、薬だから駄目だというような部分があったのではないかと私は理解しておるので、その安全性のところをクリアすれば、国民はみんなウェルカムだと思うのです。

○小田審議官 黒岩委員、どうぞ。

○黒岩委員 この職業柄というか、規制・制度分科会というのは、要するに何を訴えるのだということがわかりやすく見えてくるようなことを我々も既に意識し始めなければいけないのかなと思っているのですけれども、ライフイノベーションワーキンググループの中ではかなり明確に、要するにというので、地域主権の医療とか、開かれた医療とか、かなり踏み込んだ表現になっているのですけれども、今ずっとほかのワーキンググループ、それから分科会の話聞いてみると、いろいろダブっていたり、実はこれはうまく連関して訴える方がいいのかなあということは何となく感じているのですけれどもね。

例えば、これは全然別のところですが、私は農林水産省の「食」に関する将来ビジョン検討本部のメンバーにいますけれども、その中で、食を入り口にしながら「医食農同源」なんていう言葉が出てきていて、つまり、医療は医療、食は食、農業は農業とか切り分けるのではなくて、それ全部含めた形での、それも含めて、例えば地域活性にもなるとか。

例えば、さっきの老朽化したマンションの建て替えの話は非常に私興味深く聞いたのですが、建て替えるときにどのように建て替えていくのかというときも、実はそういう全部関連した話によってイメージをつくっていくということがやはり大事なのかなと思いました。

それと人材分野における交流の話にしても、やはり全部つながった話であるので、それをいいワードを考えて、そういうのを意識しながら、これからの大詰めの議論を進めていくべきかなと感じました。

○小田審議官 ありがとうございます。

岡分科会長代理、どうぞ。

○岡分科会長代理 今の黒岩委員の御意見、私も基本的にはそう思っているのですが、だから、それを具体的にどうやっていくかということになっていくと思います。大見出しがあって、中見出し

があって、小見出しがあって、細目があるみたいなどころがあるわけです。従い、どの議論を、今、我々しているのかの認識が重要です。大見出しでいったら、国民の生活を豊かにする、安全を確保する、経済成長を発展させるというものかもしれません。

その中で、今日のこの話で、各検討会のこれが、ITだとか人材だとか、これは中見出しなのか小見出しなのかわかりません。最後の項目は多分みんな一番最後の細目というところに入っていると思いますが、どこでまとめていくのかというのがなかなか難しい。しかし、最後、実際の細目を議論しないと何も進まないという一方の事実もあるように思いますので、この辺のところがこの分科会の今後の一つのテーマではないかと感じています。また、今日のお話の中でも、基本認識があって、改革の方向性というところで1つ2つの、あるいは2つ3つの方向性というのは、これはひょっとしたら小見出しなのかという気もしております、この小見出しと小見出しをくっつけると中見出しができるかもしれませんが、確かにそういうアプローチは必要だと考えます。あと、それを具体的にどのようにしていくのかというのが、この分科会の今後の課題ではないかという認識を持っております。

○小田審議官 時間があれですが、大上委員、最後で。

○大上委員 私、経営コンサルタントです。最近の説得なり広報の仕方が一番言われているのがストーリーテリングですね。物語で語る、そうするとみんなよくわかって、すごく納得すると、そういう確立されたメソッドがあります。そういう手法をやはりこの規制改革分科会の中でも使っていくことが必要なのではないかと思えます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、最後、園田政務官、一言お願いできますでしょうか。この分科会の各ワーキングの関係でいろいろ御意見がございましたので。

○園田分科会長代理 ありがとうございます。先ほどちょっとお話があった、もう少し横断的なのか、方向性をきちっととらまえて発信していくべきだというのは全くおっしゃるとおりでございます、その中でも、各ワーキンググループでもその方向性をしっかりと出していただきながら、そして大きな制度を語っていただきながら、しかしながら、先ほどのライフワーキンググループの中でも、例えば介護と医療との連携というようなことを話し始めると、その制度の改革というものは何ぞやというようなところの話に陥ってしまって、これからそこに向けての、そこばかりが議論が先行してしまって、内実がとれないというか、規制を撤廃するというところの話になかなかいきにくい、見えにくくなってしまうということもありましたので、そういった点では、大きな制度を頭に入れながらも、そして語っていただきながらも、しっかりとそこに向けての、この規制・制度をどのように撤廃していくかという手法をまた各ワーキンググループでもお話をいただいていると思っております。

そういった意味では、もう委員の皆さん方の統一認識にはなってきたのかなと思っておりますけれども、必ず大きな目標があって、そしてその制度を語る上において、では現状を見据えたときには何の障壁があるのだということに、だからこそ、それを撤廃していくということに結論を見いだしていきたいと考えておりますので、是非大きな議論と、それから規制の細かい、先ほど会長

代理からもおっしゃっていただきましたけれども、個別の細目の部分の議論というものをきちっと並行させていただきながら御議論を進めていただきたいと思いますし、私もそのように認識させていただいていますので、是非またお願いをいたしたいと存じます。

○小田審議官 ありがとうございます。

それでは、次の議題5の、分科会の委員の皆様から頂きました御提案の取り組み状況、事務局の方から報告をさせていただきます。

○船矢参事官 資料4を御覧ください。「分科会委員提案の取組状況」という資料であります。10月21日の分科会におきまして、皆様方に改革の提案をお願いいたしましたところ、多数御提案を頂きまして、ありがとうございました。この資料は、各委員がどのような提案をされて、それがどのワーキンググループ、あるいは個別検討会で取り扱われたかということを整理した表でありまして、事実関係を整理したというものでございます。

中には、もちろん、今回、この改革案ということで検討シートの中に盛り込まれているものもあれば、中長期的課題と位置づけられたものもございます。それから、一部はもう既に、今年度前半、第1クールの活動の結果、閣議決定をされたので、やるべきこととしてはそのフォローアップだという位置づけになっているものもありますし、あるいは、特に労働規制関係については、今回、労働規制の専門家が委員として入っておりませんので、この年度後半の活動としては取り上げていないということで、例えば別紙2とか3、あるいは別紙4のような提案についてはこのクールでは取り上げていないという形で整理しているものもございますけれども、一応皆様方の御提案については事務局もしっかり受けとめて分類をしているということを実態として示すという意味でこの資料を作成したものでございます。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございます。特によろしゅうございますか。

それでは、次の議題6の「既定事項のフォローアップについて」、事務局から御説明をいたします。

○船矢参事官 それでは、引き続きまして、資料5「既定事項のフォローアップについて」でございいます。

前回の分科会におきまして、岡分科会長代理から、既定事項のフォローアップが重要でありますということで、その作業を早くやるべきというような御指摘も頂きました。事務局といたしましては、11月末時点で、ここの資料にありますような、去年の12月、それから今年に入ってから6月、9月、10月という、いろんな経済対策、あるいは第1クールの活動の結果として閣議決定がされた規制・制度改革事項について、11月末時点での各省の実施状況、あるいは検討状況について投げかけをして、質問いたしまして、その回答を書面で頂いたところでございます。

これらについて事務局で内容精査した上で、特に重要なもの、あるいは国民の関心が高いものについて、これは各分野ワーキングの主査、あるいは個別検討会のあるものについてはその取りまとめ役の委員に選んでいただいて、この分科会の委員の方々、あるいはワーキンググループの委員の方々からそれぞれの項目ごとに分担していただいて、関係の府省から実施状況のヒアリングを、1

月を念頭に置いておりますが、実施していきたいと思っております。

そういう中で、検討の方向性がもともと閣議決定で私どもが想定していた方向と違う方向で検討を各省がしているであるとか、あるいは作業の進ちよく状況が非常に遅いとかいうようなものについては、ヒアリングの過程で正しい方向になっていくように促していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○小田審議官 ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、今、説明がございましたように、どういう項目をヒアリング対象にするのかなどにつきましては、主査、あるいは取りまとめ委員と御相談をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは続きまして、次の議題7の追加検討項目につきまして、園田分科会長代理から御説明をいたします。

○園田分科会長代理 資料6でございます。「追加検討項目について」ということで、あと参考資料として資料6-1と参考資料6-2というのがお手元にあるかと存じます。そこで、まず参考資料6-1を御覧いただきたいと存じますが、11月の9日に閣議決定されました「包括的経済連携に関する基本方針」という閣議決定文がございます。

その中で、1枚おめくりいただいて、3のところですが「経済連携交渉と国内対策の一体的実施」という項目がございます。その中で「主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて、『国を開く』という観点から、農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進する」という形になっておりまして、その一番最後を御覧いただきますと、その裏でございますが、(3)「規制制度改革」という形で「国を開き、海外の優れた経営資源を取り込むことにより国内の成長力を高めていくと同時に、経済連携の積極的展開を可能にするとの視点に立ち、非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する」ということで、まさしくこの「規制・制度改革分科会」における議論をこの中にしっかりと盛り込んでいきたいとなっているところでございます。

また、参考資料6-2でございますけれども、先ほど事務局からもお話がありました「日本国内投資促進プログラム」、11月末に国内投資促進円卓会議において策定されたプログラムでございますけれども、ここにおいても、企業の立地や投資の障壁となっている規制について、この行政刷新会議のもとで、平成23年、来年の3月までに具体的な方針を決定すると書かれておりまして、この分科会に対しての要請がこの中にも書かれているということでございます。

そういったところも踏まえまして、もう一度資料6、追加検討項目というところにお戻りいただきたいのですが、ここで3点、追加をさせていただきたいと思っております。

1点は、酒類卸売免許の要件緩和、それから駅中保育施設整備に係る規制の緩和、そして食品添加物の承認手続きの簡素化・迅速化ということで、この3つを追加させていただいて、そして、既に各ワーキンググループから上がってきている各府省に対しての回答要請を行ったところであり

ますけれども、この追加項目3点についても回答要請を行ってまいりたいと思っておりますので、

そして、酒類卸売免許の要件緩和につきましては、農林・地域活性化ワーキンググループにおいて、そして、駅中保育施設整備に係る規制の緩和についてはライフイノベーションワーキンググループにおいて検討を行うことということでお願いを申し上げたいと思っております。そしてまた、食品添加物の承認手続きの簡素化・迅速化につきましては、安念委員に取りまとめをお願い申し上げたいと思います。

説明は以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 園田政務官の方から「包括的経済連携に関する基本方針」に規制・制度改革が項目に挙げられているというお話がございましたが、EUは日本とのEPA交渉の前提として規制改革を挙げており、当分科会の住宅・土地分野にて検討している、「自動車整備工場の建築基準法の用途地域ごとの面積規制の緩和」などの項目が出されていると聞いております。

このようなEPA交渉を見据えた規制・制度改革は、国内企業の競争力を高める上でメリットがあるだけでなく、国内製造業の空洞化が懸念される中で、外資を呼び込み、地域を活性する上でも大変重要だと考えております。韓国がEUや米国とFTAを締結しております中で、他国におくれをとらないように、この分科会の活動を含め、政府として規制・制度改革を是非推進していただきたいと思っております。

以上です。

○小田審議官 岡分科会長代理、どうぞ。

○岡分科会長代理 今、園田政務官からお話の経済連携交渉と国内対策の一体的実施ということの中で規制改革のことを触れていただきましたが、最初に農業が書いてあるのです。これについては農業構造改革推進本部が立ち上がって、来年の6月までに基本方針を出されると理解しておりますが、この分科会の第1クールから、今回我々のやっているこの第2クールも含めて、農業の規制、あるいは制度改革の部分がいろいろあるわけですが、それがこの本文にどういう形で反映されていくのかということについて、何かわかっていることがあれば教えていただきたいのですが、如何でしょうか。

○松山事務局長 私の方からお答えします。

今の会長代理の御指摘につきましては、昨年の12月から4回にわたって、この分科会からいろいろ提言をしていただきまして、それを受けて閣議決定を4回しております。これらにつきましても、この内閣として、この分科会の提言を受けた閣議決定を守らなければいけないと、当然そういう立場です。それを踏まえて、この11月9日の閣議決定における、農業を含め各分野の改革に取り組むわけですが、更に必要となる検討項目については、先ほど渡邊委員のおっしゃいましたような項目も含めまして当然出てまいりますので、それにつきましても、かなりの部分、この分

科会で既に検討いただいている項目として実はかなり重なっていると認識しております。この分科会の検討と、それから、例えば農業でありますと農業構造改革推進本部、こういったところの御検討は並行して進んでいきまして、最終的には閣議決定という形で政府全体としての意思決定につながっていくと、そういうことだと考えております。

○岡分科会長代理 もっと具体的に言いますと、この推進本部のメンバーには蓮舫大臣は入っておりますか。

○船矢参事官 これは、逐次大臣は参加可能ですので、第1回ときには蓮舫大臣も出席をいたしました。それから、副本部長が国家戦略担当大臣及び農林水産大臣、本部長は総理ということですが、その戦略担当大臣は玄葉大臣ですが、そのもとに平野達男副大臣は兼ねております。平野副大臣は両方の視点を持っておりますし、それから事務局は国家戦略室というところが担当いたしますけれども、私どもの事務局とも十分連携をしてやっていきたいと思っております。

我々は、とりあえず3月というのが方針取りまとめの時期ですが、こちらのは6月をめどに基本方針を決定して、更に10月に行動計画策定ということで動いていきますので、私どもの、特に農林・地域活性化ワーキンググループでの結果というのもそういうところにお伝えをして、あちらは主として国内対策や財政措置、あるいはその財源を検討するというところで、規制の方は逆に余り財源を伴わない対策ということではありますが、方向性が同じ方向でいくように我々も促していきたいと思っております。

それとあと、細かい点の補足でございますけれども、経済連携と申しますと、今、TPPとか話題になっておりますが、具体的に先行しておりますのは、先ほど渡邊委員からお話がありましたように、日EUのEPA経済連携協定の本格協議開始に向けた、今、予備交渉の段階の中で、特にEU関心の項目について、この行政刷新会議規制・制度改革分科会の枠組みの中で先行的に検討してほしいという話がありまして、その中で外務省から言われている項目が4つありまして、1つは、先ほどから言及がありましたけれども、自動車整備工場の設置に係る建築基準法上の面積要件を緩和するという話と、それから酒類の卸売免許の要件の緩和という話、それからドラッグラグ、デバイスラグの解消と申しますか、要するに医薬品と医療機器の審査期間の短縮という話。これは第1クールでもやって、一応閣議決定されましたので、そのフォローアップということになるかと思っております。4点目が、食品添加物に係る審査の短縮化。その4項目でありまして、そのうち、先ほどの自動車整備工場については、住宅・土地の個別検討会で既に、国内の自動車販売の方からも要望がありましたので、そういうのも踏まえて議題にしております。

それから酒類の卸売免許についても、農林・地域活性化ワーキンググループで要望がありましたように、もともと検討項目にはしていたのですが、ただし、地域の草の根の方のリクエストとEUのリクエストは、項目を見れば同じなのですが、微妙に中身が違うので、やや追加的に検討すると。それからドラッグラグ等の話はフォローアップでやっていくということでありまして、あと純粋に新規には、食品添加物についての安全性の審査期間の短縮化という話もまた新たに持ち上げようということでございます。

以上です。

○小田審議官 それでは、よろしゅうございますか。

続きまして、最後、議題の8、今後のスケジュールの御説明をいたします。

○船矢参事官 資料7ということで、今後のスケジュールであります、本日の後、来週にかけて3つのワーキンググループを開催いたしまして、それぞれのワーキンググループでの検討項目をほぼ固めるということになっております。

年が明けますと、先ほど私申し上げたフォローアップというのを、これはワーキングで全員が一堂に会するというよりは、やや小人数で幾つか分担を決めて関係の省庁を呼ぶというような形でやっていきたいと思っておりますけれども、その上で、中・下旬に各ワーキンググループをもう一回開催すると。ただ、あえて形式的に全員が集まるようなワーキンググループを開催する必要がないようなものについては、形式にこだわらずに開催しないという選択肢もあり得ますが、その点については、また主査と御相談をしたいと思っております。

いずれにしても、下旬にもう一度この分科会を開催するというところでありまして、1月26日の開催を予定しているところでございます。ここで一応分科会としての取りまとめ案を提示して、その案に基づいて2月から3月にかけて各省と折衝する。事務折衝もありますが、折り合いがつかないものについては、最初、政務官、副大臣を中心とした政務折衝を経て、3月いっぱいまでに、調整がつくものについては閣議決定まで持ち込みたいと思っておりますし、それから報告書の中身については、当分科会の上部組織である行政刷新会議にも報告をするというような形でのスケジュールを考えております。

以上です。

○小田審議官 よろしゅうございますか。

それでは、最後に、両分科会長代理からごあいさつを頂きたいと思っております。まず、岡分科会長代理、よろしく申し上げます。

○岡分科会長代理 ありがとうございます。今日の分科会だけではなく、それに先立ってたくさんの方々のワーキンググループ・検討会が極めて積極的にといたしますか、熱心にされたと理解しております。各委員の皆様方の御尽力に対して敬意を表したいと思っております。

今日議論した中で2～3申し上げたいことがございます。第1点は、基本的認識というものをまとめていただいて、その上で改革の方向性というのを出された。先ほどの黒岩さんのお話とも接点があるのですが、最後の細目だけではなく、束ねたような考え方が今回出てきたということで、先ほどコメントさせていただきましたが、方向性としてはよろしいのかと考えます。それを更に効果を高めるためにどのようにしていったらいいかというのはこれからの課題かと思っております。

2つ目は、第4回のときにも申し上げましたが、やはり実現しなければ意味がないわけでありまして、来年の1月に予定されておりますフォローアップに注力して、実現性を是非高めていきたいという思いであります。

3点目は、これも実現性を高めるという意味で同じですが、第4回の分科会のときに申し上げました通り、やはりこの実現性を高めるためには、その規制の所管である省庁の実際の担当の方々に、彼らが自発的に積極的に国のため、国民のために改革するというような意識改革を醸成するような

制度、仕組みといったものがないだろうかということで、会長の平野副大臣とも意見交換をさせていただいていますし、事務局の皆さんとも意見交換させていただいておりますので、今後、そのようなことの効果ある仕組みを何とかつくっていきたいと考えていることを申し上げて、私のコメントとさせていただきます。

ありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございました。それでは、最後に、園田分科会長代理、ごあいさつをお願いいたします。

○園田分科会長代理 個別の検討会も含めて今日の分科会に至るまで、各委員の皆さん方には精力的に御発言、あるいは御検討、御審議のお時間を頂いております、本当にありがとうございます。私からも改めて御礼を申し上げたいと思います。

先ほど包括的経済連携に関する基本方針と、それから国内投資促進のプログラムについての御紹介をさせていただいたところでございますけれども、同時に、もう一点お話がございまして、実は平野分科会長は総合特区に関しましても担当されておられます。この総合特区において行います規制・制度改革については、今、地方公共団体などから多数の御提案を頂いております、それに基づいて地域活性化統合事務局から各省に対して検討要請をしたということでございます。

これらの項目の中には、全国一律に推進すべきものもあったり、また、逆に当分科会で検討中の項目の中には特区で推進すべきところもあるということで、この規制・制度改革担当事務局と、それから地域活性化統合事務局との間で、今、連絡調整を密に行っているという状況でございます。そういったところも併せて少し御報告をさせていただきました。

それからあと、ワーキンググループでは少しお話をさせていただいたところもあったのですが、民主党の方では、成長戦略の経済対策のPT、プロジェクトチームが設置されておまして、そのもとに総合特区・規制改革小委員会というところも設置されました。そこは、大塚前副大臣、この分科会の前分科会長を筆頭として、党の立場からもこの改革推進に向けての御提言を、今、検討を行っていただいているということでございます。そういった点では、各方面いろいろなところと調整を図らせていただきながら、この分科会がしっかりと改革の推進役として頑張っていけるように、私も先頭に立って頑張らせていただきたいと思いますと思っておりますので、是非また引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げさせていただきます、私からのコメントとさせていただきます。

今日はありがとうございました。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、これで会議を終了させていただきます。お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。